

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

学 校 長 挨 拶

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

学校運営協議会会長挨拶

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

発令通知（辞令交付）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とする

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

**北海道釧路養護学校
運営協議会の設置について**

コミュニティ・スクールへ

コミュニティ・スクール」とは

- (1) 「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会制度を導入した学校」をいう。
- (2) 「学校運営協議会制度」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教育法」）第47条の6」に規定されている。
- (3) 「学校運営協議会」は、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする法律に基づいた仕組みであり、学校の教育目標や、ビジョンを学校と共有すると共に、教育委員会や校長に意見を述べることができる一定の権限を有する合議制の機関である。
- (4) 「学校運営協議会」の主な役割としては、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。」ことが第一義的な事項であり、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。」とされている。
- (5) 「コミュニティ・スクール」は、「地域住民等が学校運営に参画し、学校を応援する仕組みである。」とも言われている。

コミュニティ・スクール」の導入のメリット

- (1) 校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。
- (2) 学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。
- (3) 校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

コミュニティ・スクール推進に向けて（確認）

北海道釧路養護学校は、養護学校が義務化になった昭和54年に開校し、今年で44年目を迎える歴史のある特別支援学校です。これまでの教育実践を踏まえつつ、幼児児童生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育の充実と推進に誠実に取り組んできた。

北海道教育委員会は、北海道教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針に、「日本は、令和という新たな時代が始まり＊society5.0の到来が予想されるなど、急激な社会変化が進む中で、北海道は、人口減少やグローバル化への的確に対応しながら、変化を先取りにした改革を進める。」ことを掲げていること。

なぜ学校と地域との「連携・協働」が必要なのか。

地域との連携考えた場合「今」学校は、

その連携は、「学校支援」にとどまっていないか。

その連携は、未来の学校の姿を見据えたものか。

その連携は、みなさんの「当事者」意識は高まっていますか。

その連携は、持続可能な仕組みでしょうか。

寄宿舎における学校行事の在り方

現状報告

今後の寄宿舎の行事はどうあるべきか。

大津波発生時の避難体制と 地域との連携

例えば現在は避難所ではない・・・
避難所の指定を受けたら・・・
地域との連携はどうあるべきか。

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

学 校 長 挨 拶

北海道釧路養護学校 学校運営協議会

会 長 挨 拶

北海道釧路養護学校 学校運営協議会